事務連絡

　　　平成２２年３月１６日

各教育事務所長　様

教　職　員　課　長

健康保険証が交付されるまでの取扱いについて

　各教育事務所におかれては、臨時講師等採用に係る人事事務処理を円滑に進め、保険証のスムーズな交付に努めていただいているところですが、保険証の交付については、全国健康保険協会兵庫支部が行っており、特に年度末・年度初めは、学校以外の一般事業者からの書類も集中し、交付までに相当の時間がかかるため、病院に通院するなどで早急に健康保険証を必要とする者に対しては、年金事務所（旧社会保険事務所）が発行する「健康保険被保険者資格証明書」等により対応していただいているところです。

　しかしながら、この資格証明書の発行についても、同じ担当部署での取扱いのため、年度末・年度初めは、保険証の交付と同様、事務処理に時間がかかり、資格証明書の発行自体に時間がかかるだけでなく、その事務処理のために保険証の交付がさらに遅れてしまうという実態があるようです。

　ついては、保険証の交付及び資格証明書の発行以前においても、下記の取扱いにより病院での診察が可能であることを、管内市町組合教育委員会から各学校長に対し、該当する臨時講師等に周知するよう指導願います。

記

　任用開始日以降、保険証が届くまで１０割負担で受診した場合、全国健康保険協会兵庫支部に申請すれば、診察日より２年以内の場合は、同じく７割返金されます。なお、申請用紙や申請方法については、下記「全国健康保険協会」のホームページからダウンロードできます。

※全国健康保険協会アドレス　<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/9.html>

→健康給付の申請書

→やむを得ない事情により保健医療機関で保健診断を受けることができず、自費で診断したとき

→申請書・記入例

　※参考資料（全国健康保険協会ホームページより）

■　療養費の支給要件

　健康保険では、保険医療機関等の窓口に被保険者証を提示すれば、一定割合の自己負担金で診察や治療を受けたり、薬剤の提供を受けたりすることができます。しかし、やむを得ない事情により自費で受診したときなどは、その費用のうち保険者がやむを得ないと認めた分については、療養費として後から払い戻されます。

■　療養費が支給される場合

　○就職後に、被保険者証の交付を受ける前に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき